

指定地域密着型サービス事業者 指定地域密着型介護予防サービス事業者 指定申請手続手引

【令和2年度版】

東近江市健康福祉部

長寿福祉課



目 次

1	はじめに	・・・P1
2	指定の手続について	・・・P2～P5
	(1) 地域密着型サービスについて	・・・P2
	(2) 地域密着型サービスの指定の流れについて	・・・P3
3	申請書類の作成方法について	・・・P6～P10
	(1) 申請書提出方法について	・・・P6
	(2) 記載方法、留意事項等について	・・・P7
	(3) 算定体制に関する届出について	・・・P10
	(4) 新規申請時における社会保険及び労働保険の適用 状況の確認について	・・・P10
4	指定基準の概要について	・・・P11～P25
	(1) 指定基準、関係法令について	・・・P11
	(2) サービス別指定基準一覧	・・・P12
	ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・・・P13
	イ 夜間対応型訪問介護	・・・P15
	ウ 地域密着型通所介護	・・・P17
	エ 認知症対応型通所介護	・・・P18
	オ 小規模多機能型居宅介護	・・・P20
	カ 看護小規模多機能型居宅介護	・・・P22
	(3) 厚生労働大臣が定める研修について	・・・P24
5	指定後の手続き及び他法令の届出等	・・・P26～P33
	(1) 指定後の手続きについて	・・・P26
	(2) 他法令の届出等について	・・・P33

1 はじめに

この手引は、東近江市で地域密着型サービス又は、地域密着型介護予防サービスを始めようとする事業所が、指定を受ける際に必要な要件・基準、手続の方法、必要な書類について確認できるよう作成したものです。

またこの手引において、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）及び東近江市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年3月31日規則第28号。以下「指定規則」）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の具体的な手続に関し、必要な事項を定めるものとします。

地域密着型サービスを新たに始めようとする事業者については、この手引を十分確認いただいた上で適切な事業運営を行ってください。

また、指定後の変更届出等に関する事項についても記載しています。既存の事業所につきましても、ご活用いただき円滑な事業運営に役立てていただければ幸いです。

東近江市健康福祉部長寿福祉課

2 指定の手続きについて

(1) 地域密着型サービスについて

○ 地域密着型サービスとは

平成18年4月に施行された介護保険制度の改正に伴い、高齢者が認知症等介護の必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で、安心して生活が継続できるように、介護サービスを提供するものです。このサービスを利用できるのは原則として、その市町村の被保険者のみとなります。

○ 地域密着型サービスの種類

介護保険法第8条第14項及び第8条の2第14項において、地域密着型サービスの種類は、以下のように分類されます。

サービス名称	サービス区分
地域密着型サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ② 地域密着型通所介護 ③ 夜間対応型訪問介護 ④ 認知症対応型通所介護 ⑤ 小規模多機能型居宅介護 ⑥ 認知症対応型共同生活介護 ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型介護予防サービス	⑩ 介護予防認知症対応型通所介護 ⑪ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑫ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 地域密着型サービスの指定の流れについて

○ 指定申請窓口

指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する事前相談、指定申請書の提出、指定後の各種届出等に係る窓口は、東近江市健康福祉部長寿福祉課になります。

【担当窓口】

住 所 : 東近江市八日市緑町10番5号 本庁舎本館1階
担 当 課 : 東近江市健康福祉部長寿福祉課 介護保険係
電 話 : 0748-24-5678 (直通)
F A X : 0748-24-1052
E-mail : chojufu@city.higashiomi.lg.jp

○ 指定の要件

事業者の指定申請にあたり、介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に該当する場合は、地域密着型サービス事業所の指定を受けられません。

【指定を受けられない場合】

- ① 申請者が法人でないとき
- ② 法人又はその役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき
- ③ 申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、厚生労働省令で定める基準及び厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき
- ④ 申請者が、厚生労働省令で定める設備及び運営に関する基準に従って適正なサービス事業の運営をすることができないと認められるとき
- ⑤ 当該申請に係る事業所が東近江市の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき
- ⑥ その他、申請者が罰金の刑に処せられ刑の執行が終わらないもの、指定を取り消され5年を経過しない者

○ 指定申請のスケジュールについて（令和2年度）

事業所指定に際しては、介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項の規定に基づき、東近江市高齢者福祉施設等基盤整備委員会より意見を聴取することから、次の日程により指定申請を受け付けます。指定を行うのは年4回です。

公募による選定を行うものについては、スケジュールが異なりますので、公募の際の募集要項を確認ください。

指定事前相談（締切日）	指定申請書提出（締切日）	指定日
令和2年2月14日	令和2年3月13日	令和2年4月1日
令和2年5月15日	令和2年6月15日	令和2年7月1日
令和2年8月14日	令和2年9月15日	令和2年10月1日
令和2年11月13日	令和2年12月15日	令和3年1月1日

○ 指定事前相談と指定基準の確認について

指定事前相談は、設備等の要件が整う日が決まった段階での相談受付とします。

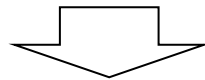
この相談を行う時点で、事業者はいつから事業を始めるか、定まった状態で相談してください。指定事前相談が上記日付までに完了していない場合、期日での指定は原則として行いません。

指定基準の確認等については上記のスケジュールとは関係なく、随時受け付けています。指定基準の確認は、具体的に用地取得、事業所建築改修等の施設準備を始める前に行うことを推奨します。（指定基準を満たさず指定を受けられない場合もあります。）

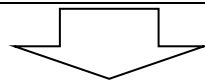
○ 指定の流れ（公募の場合を除く）

東近江市では下記の手順に従い指定を行います。公募による選定を行うものについては、スケジュールや手続き等が異なりますので、公募の際の募集要項をご確認ください。

事前相談	
受付時期	相談は随時受け付けます。(開庁日の午前8時30分から午後5時) 窓口で相談する際は、 <u>事前に電話で来庁日等をご連絡ください。</u>
留意事項	位置図、平面図等参考となる資料を必ず持参願います。 事前相談を行う際は、事業者はいつから事業を始めるか、定まった状態で相談してください。



指定申請書受付	
提出方法	<u>窓口提出のみ</u> 窓口提出する際は、 <u>事前に電話で来庁日等をご連絡ください。</u>
留意事項	原則として、申請時まで建築工事等を終了し、建築確認・消防検査等が済んでいること。



指定	
審査	申請書の記載内容に不備があった場合は、書類の再提出を求められる場合があります。 受付期間を過ぎて、指定する期限までに再提出がなかった場合、申請書が完備していないものとして、その回の申請受付ができませんのでご注意ください。 指定要件を満たすかどうか判断するために、原則として現地確認を行います。 申請の内容に重大な不備、不適事項があったときには、その是正改善が図られるまで指定ができません。
指定	審査の結果、指定要件を満たすものと判断された場合に指定を行います。 指定に際し、適正な運営を確保するため必要と市が判断した条件を付す場合があります。 指定された場合は、申請者宛に指定があった旨通知します。
公示等	市は指定の後、速やかに県知事への届出、公示を行います。

3 申請書類の作成方法について

(1) 申請書提出方法について

○ 必要書類様式等について

事業所の指定申請をするためには、以下の書類が必要となります。

書類種別	備考
指定申請書	指定申請書の記載方法を参照
付表	付表の記載方法を参照
添付書類一覧	添付書類一覧についてを参照
添付書類	添付書類作成の留意事項を参照

各種様式については市ホームページよりダウンロードして記入してください。

東近江市ホームページ <http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000004514.html>

トップページ>健康・医療・福祉>介護>事業所向けのお知らせ
>地域密着型サービス事業所の指定に係る提出書類等について

○ 提出の際の留意事項

- ・「指定申請書」、「付表」、「添付書類一覧」及び「添付書類」は、一括してフラットファイルに綴れるようパンチ穴をあけた状態で提出してください。
- ・「指定申請書」が一番上、以下「付表」、「添付書類一覧」、「添付書類」の順に並べて提出してください。
- ・同一敷地内において行う複数の事業を一括して申請する場合は、1の事業に係る「付表」、「添付書類一覧」、「添付書類」の後に、2の事業に係る「付表」、「添付書類一覧」、「添付書類」を並べて提出してください。
- ・「添付書類」は添付書類一覧の添付書類番号順に並べて提出してください。

○ 提出部数

- ・本書1部を提出してください。
- ・申請者保管用として、副本を作成のうえ、保管してください。

(2) 記載方法、留意事項等について

○ 指定申請書の記載方法

- ① 指定申請書は各サービス共通です。
- ② 記載に当たっては、指定申請書の下欄「備考」欄を参照し、記入してください。
- ③ 「代表者の住所」欄は、代表者個人の住所を記入してください。
- ④ 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- ⑤ 地域密着型サービス事業と地域密着型介護予防サービス事業を併せて指定申請する場合は、「指定を受けようとする事業所の種類」欄の「地域密着型サービス」欄及び「地域密着型介護予防サービス」欄の双方に記入してください。

○ 付表の記載方法

- ① 付表は、サービス毎に異なっていますので、申請するサービスに合わせて作成してください。
- ② 作成に当たっては、各付表の「備考」欄を参照してください。
- ③ 「事業所名称」欄は、正式名称を記載してください。
- ④ 「管理者」欄のうち「住所」欄は、管理者個人の住所を記入してください。
- ⑤ 「事業所所在地」欄は、ビル等の名称まで正確に記入してください。

○ 添付書類一覧について

- ① サービス種別ごとに定められた必要書類を添付してください。また、参考様式をお示ししているもので、自己作成の様式により提出する場合は、備考欄にその旨記載してください。
- ② 複数の事業について申請を行う場合は、事業ごとに別葉で作成してください。

○ 添付書類作成の留意事項

添付書類一覧で申請する事業の必要書類を確認してください。

また、各書類の作成に当たっては、次の事項に留意してください。

書類区分	形態	提出書類・作成上の留意事項
申請者の登記事項証明書又は条例等	写し	○登記事項証明書は全部事項証明書とし、 <u>原本又は原本謄写</u> したものを提出してください。
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式1 資格証及び 研修修了証の 写し	○様式の備考を参照してください。 ○事業開始予定日から4週分の予定について記載してください。 ○兼務従業者については、それぞれ職種の勤務時間を明確にしてください。 ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護等の指定申請の場合は、宿直時間帯と宿直時間帯以外の勤務体制を明示してください。 ○指定基準上、資格要件等が定められている従業者（計画作成担当者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員等）については、資格証等の写し、必要な研修の修了を証明する書類の写しを添付してください。
管理者の経歴	様式2 研修修了証の 写し	○様式の備考を参照してください。 ○当該事業に関する資格を有する場合は併せて記載してください。 ○指定基準上必要な研修の修了証の写しを添付してください。
事業所の平面図	様式3 自己作成も可	○規格は、A4又はA3（A3の場合は折り畳んで編纂する）としてください。 ○各部屋の用途及び面積を明示すること。 ○建築確認済証の写し、防火対象物使用開始届出書の写しを添付してください。 ○賃貸契約書の写し（賃貸物件の場合のみ）
設備等一覧表	様式4	○様式の備考を参照してください。 ○消耗品は記載不要です。 ○「設備の種類」欄は、指定基準に定められている設備について、名称等を記載してください。 ○「設備基準上適合すべき項目についての状況」欄は、指定基準に定められている設備について、それぞれ概要を記載してください。

書類区分	形態	提出書類・作成上の留意事項
運営規程	自己作成	○指定基準を把握の上作成してください。
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	様式5	○苦情処理に係る対応方針を具体的に記入してください。 ○従業員への周知方法等を明確にしてください。
協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約内容	写し	○利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に連絡を行う協力医療機関（協力歯科医療機関）と、あらかじめ取り交わした契約書の写しを添付してください。
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	自己作成	○次の事項について、具体的に記載してください。 ①利用者に対するサービス提供確保のための連携・支援体制 ② 夜間における緊急時の対応等のための連携・支援体制 ③その他参考事項
誓約書	様式6	○地域密着型介護予防サービスを実施しない場合については様式6別紙①を添付してください。 ○地域密着型介護予防サービスを実施する場合については様式6別紙③を添付してください。
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	様式7	○介護支援専門員の氏名と番号を記載し、介護支援専門員証の写しを添付してください。
暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書	様式8	○様式を参照してください。
地域密着型サービス費の請求に関する事項	別紙3-2 別紙1-3	○(3)算定体制に関する届出(P10)を参照してください。
その他	写し	○直近の資産目録 ○直近の収支決算書 ○事業開始年度の事業計画及び収支予算書 ○損害賠償発生時に対応が可能であることがわかる書類（損害保険証書の写し等）

(3) 算定体制に関する届出について

「地域密着型サービス費の請求に関する事項」については、新たに申請を行うとき、または事業所が届出している介護給付費の算定に係る体制等（加算体制、減算の状況、割引の有無）に変更が生じた場合に届出が必要となります。

必要な提出書類、添付書類等については、市ホームページを参照しダウンロードしてください。

東近江市ホームページ <http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000006171.html>
 トップページ>健康・医療・福祉>介護>事業所向けのお知らせ
 >介護給付費算定に係る体制等届出様式

○ 届出の提出時期等

加算や加算を取得できなくなった場合については原則として下表の通り届出を提出してください。

状況	届出時期	加算・減算算定開始日
加算を算定する場合	毎月15日以前	翌月
	毎月16日以降	翌々月
(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合)	毎月末	翌月
加算を算定しなくなる場合	加算を算定しない状況が生じた時又は加算を算定しなくなる事が明らかになった場合速やかに提出。	加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わない。

減算については、要件に該当する場合については速やかに提出してください。
 各種加算及び減算の要件については関係省令を確認してください。

(4) 新規申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について

地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言により、平成29年7月1日から介護サービスの指定を受ける際に、社会保険及び労働保険の適用状況を確認し、同内容を市から厚生労働省へ報告することとなっています。新規指定を受ける際には同書式を提出してください。

東近江市ホームページ <http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000004514.html>
 トップページ>健康・医療・福祉>介護>事業所向けのお知らせ
 >地域密着型サービス事業所の指定に係る提出書類等について

4 指定基準の概要について

(1) 指定基準・関係法令について

指定地域密着型サービス事業者の主な関係法令等は、下記のとおりです。指定地域密着型サービス事業者として指定を受け事業を行うには、「指定基準」や「介護報酬」に関する介護保険関係法令、国からのQ&A等を確認してください。

○関係法令について

【基本法】

介護保険法（平成9年法律第123号）
介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

【関係省令等】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
（平成18年3月31日老計発第0331004号）
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成18年3月31日老計発第0331005号）
「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について
（平成18年3月31日老計発第0331006号）

○ 指定基準を定める条例について

東近江市ではP 1 1の厚生労働省令を基本として、地域密着型サービスの指定基準を条例により定めています。東近江市では条例を定めるにあたり、以下の独自基準を設けています。

【東近江市独自基準】

- ・記録の保存期間について、サービス提供の完結の日から5年間保存すること。
- ・事業者の責務として、入所者の人権の養護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。
- ・非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めること。

これらの独自基準について積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

【制定条例名】（以下指定基準）

東近江市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

（平成25年3月25日条例第7号）

東近江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成30年3月27日条例第13号）

東近江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成30年3月27日条例第14号）

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、関係法令等及び指定基準を遵守しなければなりません。各サービスの指定基準の概要についてはP 1 3以降を参照するほか、関係省令等入手の上、内容を把握してください。

指定を受けた後、指定申請に虚偽の内容があったことや、関係法令等の規定事項を遵守した適正な事業運営がなされていないことなどが判明した場合には、事業所の指定取消を含む指導・処分が行われることがあります。

（2）サービス別指定基準一覧

この項目ではサービスごとに指定基準を一覧として作成しています。当初指定に際しての要件ということで、人員・設備に関する事項を主として掲載しています。運営に関する基準については、関係法令等を確認し把握してください。

○ 指定基準一覧表

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本方針	居宅要介護者に対し、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、その利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応など、安心して居宅において生活ができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すもの		
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従 (ただし、管理上支障がない場合当該事業所の他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務従事可。)
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーター ・提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1名以上 (看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員のいずれかであること。ただし、利用者処遇に支障がない場合であって、これらの者との連携が確保しているときは、1年以上の経験を有するサービス提供責任者(初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は3年以上)も従事可。) ・1人以上は常勤 ・原則専従。ただし、利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護の職務に従事可能 ・午後6時から午前8時は随時サービスの訪問介護員として従事可。 ・午後6時から午前8時は併設施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等(介護福祉士又は訪問介護員) 	
		定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる者1以上を確保するために必要な数以上 ・利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所等に従事することができる。 ・午後6時～午前8時はオペレーターが当該業務に従事することも差し支えない。 	

		<ul style="list-style-type: none"> 看護職員等（当該事業所と指定訪問看護事業が同一の事業所で一体的に運営されている場合は、双方の基準を満たすことができる。）
	保健師、看護師、准看護師	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算で2.5人以上 1人以上は常勤 常時連絡体制が確保されること。
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> 実情に応じた適当数
		<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者
	計画作成責任者	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業所の看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員から1人以上（サービス提供責任者として3年以上の経験を有する者は除く。）
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 事業運営に必要な広さを有する専用の区画を設けること サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること 事業所ごとに、①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、②随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等を備えること（通報を受けられる機器としては、携帯電話等でもよい） 利用者に対しては、適切にオペレーターに通報できる端末（ボタンを押すなど簡易な操作で通報できるもの）を配布すること。（利用者の心身の状況により、家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、家庭用電話や携帯電話でも差し支えない。） 	

イ 夜間対応型訪問介護

基本方針	居宅要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うもの			
人員基準	区 分	職 種	員数・資格等	
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従 (管理上支障がない場合当該事業所の他の職務従事可。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、当該指定訪問介護事業所の他の職務従事可。) 	
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーションセンター従業者 (オペレーションセンターを設置しない場合は、置かなくても可) 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーター ※提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1名以上 (看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員のいずれかであること。ただし、利用者処遇に支障がない場合であって、これらの者との連携が確保しているときは、1年以上の経験を有するサービス提供責任者(初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は3年以上)も従事可。) ただし、利用者処遇に支障がない場合、利用者以外からの通報受付業務に従事可能 	
<ul style="list-style-type: none"> ・面接相談員 ※利用者の面接その他の業務を行う者 		<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1以上 (オペレーターと同等の資格、知識経験を有する者を配置するよう努める事) 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等(介護福祉士又は訪問介護員) 		
		定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 	
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて専ら従事する者1以上を確保するために必要な数以上 ・利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービスに従事することができる 	

<p>設備基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な広さを有する専用の区画を設けること ・サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること ・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること ・事業所ごとに、①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、② 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等を備えること （通報を受けられる機器としては、携帯電話等でもよい） ・利用者に対しては、適切にオペレーションセンターに通報できる端末（ボタンを押すなど簡易な操作で通報できるもの）を配布すること。（利用者の心身の状況により、家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、家庭用電話や携帯電話でも差し支えない。）
-------------	--

ウ 地域密着型通所介護

基本方針	要介護となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの			
人員基準	区分	職種・資格	員数	
	管理者	・必要な知識及び経験を有する者	・常勤専従1名 (ただし管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可)	
	従業者	・生活相談員	・単位ごとにサービスを提供している時間帯に生活相談員(専従)が勤務している時間数の合計数をサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上	・生活相談員、介護職員のうち1名以上は常勤
		・介護職員	・単位ごとに提供時間帯を通じて専従の従業員を ⇒利用者が15名以下の場合 1名以上 ⇒利用者が16～18名の場合 2名以上	
		・看護職員(看護師又は准看護師)	・単位ごとに専従1名以上	・定員10名以下の場合には配置不要
・機能訓練指導員		・1名以上 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者) ※はり師及びきゅう師は従事経験要件有		
設備基準	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること			
	・食堂及び機能訓練室	・合計面積が、利用定員×3㎡以上 (食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が、同一の場所でも可能)		
	・相談室	・遮へい物の設置等		

共生型地域密着型通所介護

基本方針	前項<地域密着型通所介護>と同様		
人員基準	区分	員数等	
	管理者	前項<地域密着型通所介護>と同様	
	従業者	当該指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の従業員の員数の基準による。(当該基準は指定権者(都道府県)に確認してください)	

エ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型）

<p>基本方針</p>	<p>【基本方針】</p> <p><認知症対応型通所介護> 認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの</p> <p><介護予防認知症対応型通所介護> 認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者生活機能の維持又端向上を図るもの</p> <p>[単独型] 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設その他社会福祉施設又は特定施設に併設されていないもの</p> <p>[併設型] 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設その他社会福祉施設又は特定施設に併設されているもの</p>		
<p>人員基準</p>	<p>区分</p>	<p>職種・資格</p>	<p>員数</p>
	<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要な知識及び経験者を有する者 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 (ただし管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可)
	<p>従業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員 	<ul style="list-style-type: none"> 単位ごとにサービスを提供している時間帯に生活相談員（専従）が勤務している時間帯の合計数をサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上
		<ul style="list-style-type: none"> 看護師若しくは准看護師又は介護職員 	<ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに専従1名以上及び提供時間帯を通じて専従1名以上
		<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員 	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者)※はり師及びきゅう師は従事経験要件有
<p>設備基準</p>	<p>食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 食堂及び機能訓練室 	<ul style="list-style-type: none"> 合計面積が、利用定員×3㎡以上 (食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が、同一の場所でも可能) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 相談室 	<ul style="list-style-type: none"> 遮へい物の設置等 	

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（共用型）

基本方針	前項＜単独型及び併設型＞と同様	
申請者要件	法人であって、介護サービスの指定や許可を受けた日から3年以上経過している事業所・施設で、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型介護老人福祉施設又は地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室において、それらの利用者などとともに行う者	
人員基準	区分	職種・資格・員数
	管理者	前項＜単独型及び併設型＞と同様
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> 指定（介護予防含む）認知症対応型共同生活介護の利用者、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者又は指定地域密着型特定施設の入居者の数と当該事業の利用者の数を合計した数について、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の規定される従業者の員数を満たすために必要な数以上
	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> 1ユニット当たりの入居者と合わせて12人

オ 小規模多機能型居宅介護

<p>基本方針</p>	<p><小規模多機能型居宅介護> 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするもの。</p> <p><介護予防小規模多機能型居宅介護> 利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。</p>													
<p>人員基準</p>	<p>区分</p>	<p>職種・資格</p>	<p>員数</p>											
	<p>代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者（ただし、交代時については、交代の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに研修修了すれば可） 原則として法人の代表者である理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって地域密着型サービス部門の責任者を代表者とすることも可能 												
	<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 （ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務との兼務可） 											
	<p>従業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護従業者 <table border="1" data-bbox="523 1749 938 2022"> <tr> <td data-bbox="528 1756 938 1794"> <p>夜間及び深夜以外の時間帯</p> </td> <td data-bbox="943 1659 1369 1742"> <ul style="list-style-type: none"> 1名以上は常勤 1名以上は看護師又は准看護師 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1800 938 1877"> <p>ア 通いサービス</p> </td> <td data-bbox="943 1800 1369 1877"> <ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法 利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1883 938 1921"> <p>イ 訪問サービス</p> </td> <td data-bbox="943 1883 1369 1921"> <ul style="list-style-type: none"> 1名以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1928 938 1966"> <p>夜間及び深夜の時間帯</p> </td> <td data-bbox="943 1928 1369 1966"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1973 938 2011"> <p>ア 夜間及び深夜勤務</p> </td> <td data-bbox="943 1973 1369 2011"> <ul style="list-style-type: none"> 1名以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 2018 938 2056"> <p>イ 宿直勤務</p> </td> <td data-bbox="943 2018 1369 2056"> <ul style="list-style-type: none"> 1名以上 </td> </tr> </table>	<p>夜間及び深夜以外の時間帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上は常勤 1名以上は看護師又は准看護師 	<p>ア 通いサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法 利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上 	<p>イ 訪問サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上 	<p>夜間及び深夜の時間帯</p>		<p>ア 夜間及び深夜勤務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上 	<p>イ 宿直勤務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上
<p>夜間及び深夜以外の時間帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上は常勤 1名以上は看護師又は准看護師 													
<p>ア 通いサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法 利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上 													
<p>イ 訪問サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上 													
<p>夜間及び深夜の時間帯</p>														
<p>ア 夜間及び深夜勤務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上 													
<p>イ 宿直勤務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上 													

		<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員 (小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している者) 	<ul style="list-style-type: none"> 専従1名以上 (利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事又は併設する施設等の職務との兼務可)
		<ul style="list-style-type: none"> 利用者数は前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 介護従業者は、資格等は必ずしも必要としないが、原則として、介護知識、経験を有する者とする 介護支援専門員の業務として、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②サービス利用に関する市への届出代行、③「小規模多機能型居宅介護計画」の作成が挙げられる 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し訪問介護サービス提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて従業者を置かないことができる 指定地域密着型老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る)又は介護医療院が併設されている場合、これら施設等の職務との兼務可 	
設備基準	登録定員	<ul style="list-style-type: none"> 29人以下 	
		<ul style="list-style-type: none"> 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備その他サービス提供に必要な設備、備品を備えること 	
		<ul style="list-style-type: none"> 居間及び食堂 	<ul style="list-style-type: none"> 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの ※ 居間及び食堂は同一の場所とすること可
		<ul style="list-style-type: none"> 宿泊室 	<ul style="list-style-type: none"> 個室 個室以外 の宿泊室 を設ける 場合
	<ul style="list-style-type: none"> 設備は指定小規模多機能型居宅介護の専用でなければならない。 (ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能) 利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること。 		

カ 看護小規模多機能型居宅介護

基本方針	<p>看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能居宅介護の基本方針を踏まえて行うもの。</p> <p><訪問看護の基本方針></p> <p>要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において自立した生活ができるようその療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すもの。</p> <p><小規模多機能型居宅介護の基本方針></p> <p>要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするもの。</p>		
人員基準	区分	職種・資格	員数
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者（ただし、交代時については、交代の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに研修修了すれば可）、又は保健師若しくは看護師 原則として法人の代表者である理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって地域密着型サービス部門の責任者を代表者とすることも可能 	
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務との兼務可)
		<ul style="list-style-type: none"> 管理上支障がない場合は、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設又は介護医療院との併設の場合は、これらの施設等の職務との兼務可 	

従業者	・介護従業者	・1以上は常勤の保健師又は看護師
	夜間及び深夜以外の時間帯	
	ア 通いサービス	・常勤換算方法で、利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上 ・1名以上は看護職員
	イ 訪問サービス	・常勤換算方法で、2名以上 ・1名以上は看護職員
	夜間及び深夜の時間帯	
	ア 夜間及び深夜勤務	・1名以上
	イ 宿直勤務	・1名以上
	・看護職員 (保健師、看護師又は准看護師)	・介護従業者のうち常勤換算方法で2.5以上 (訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合で、当該訪問看護事業所の基準を満たしている場合は、基準を満たしているとみなす)
	・介護支援専門員 (小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している者)	・専従1名以上 (利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事又は併設する施設等の職務との兼務可)
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ・介護支援専門員の業務として、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②サービス利用に関する市への届出代行、③「小規模多機能型居宅介護計画」の作成が挙げられる ・宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し訪問介護サービス提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて従業者を置かないことができる ・指定地域密着型老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る)又は介護医療院が併設されている場合、これら施設等の職務との兼務可 	

設備基準	登録定員	・ 29人以下		
	・ 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備その他サービス提供に必要な設備、備品を備えること			
	・ 居間及び食堂	・ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの ※ 居間及び食堂は同一の場所とすること可		
	・ 宿泊室	・ 個室	・ 定員は、宿泊室1に対し1名 (利用者の処遇上必要と認められる場合は2名) ・ 床面積は、宿泊室1につき7.43㎡以上 (ただし、当該事業所が病院又は診療所である場合は、6.4㎡以上)	
		・ 個室以外の宿泊室を設ける場合	・ 床面積は、(宿泊サービス利用定員(通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内で事業者が定める1日当たり利用者数の上限))一個室定員)×7.43㎡以上 ・ 構造は、プライバシーが確保されたもの(カーテンは不可) ・ プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて可	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備は指定看護小規模多機能型居宅介護の専用でなければならない。 (ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能) ・ 利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること ・ 事業所が診療所である場合であってサービスの提供に支障がない場合は、当該診療所の病床については、宿泊室を兼用することができる。 				

(3) 厚生労働大臣が定める研修について

指定基準において、地域密着型サービス事業所の代表者等に義務付けられている研修は、次頁のとおりです。研修については、滋賀県が社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会に委託し実施しています。受講募集等の状況については、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会福祉研修センターのホームページ等で随時確認してください。

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 福祉研修センター
<http://www.shigashakyo.jp/jinzai/kensyu/top.html>

地域密着型サービス指定・運営基準に規定する研修

サービス区分	職種等	必要な研修	研修受講要件
小規模多機能型 居宅介護	代表者（開設者）	認知症介護サービス事業開設者研修	
	管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践者研修（旧基礎課程含）修了
	介護支援専門員	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修※1	認知症介護実践者研修（旧基礎課程含）修了
認知症対応型 共同生活介護	代表者（開設者）	認知症介護サービス事業開設者研修	
	管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践者研修（旧基礎課程含）修了
	計画作成担当者	認知症介護実践者研修（旧基礎課程含）	
	短期利用共同生活介護を行う事業所	認知症介護実践リーダー研修	認知症介護実践者研修（旧基礎課程含）修了後1年経過
認知症対応型 通所介護	管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践者研修（旧基礎課程含）修了
看護小規模多機能型 居宅介護	代表者（開設者）	認知症介護サービス事業開設者研修※3	
	管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修※2	認知症介護実践者研修（旧基礎課程含）修了
	介護支援専門員	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修※1	認知症介護実践者研修（旧基礎課程含）修了

※1 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者（予定者）は「計画作成担当者研修」の修了と介護支援専門員の資格のいずれもが必要となるが、サテライト型に限っては介護支援専門員以外の者も可。

※2 3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者で、保健師若しくは看護師である者はこの限りではない。

※3 認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、保健師若しくは看護師である者はこの限りではない。

5 指定後の手続き及び他法令の届出等

(1) 指定後の手続きについて

○ 変更届出等の手続きについて

変更届等の手続き（介護保険法第78条の5及び第115条の15）

区 分	事由	届出様式	届出時期
変更届	事業所名称や運営規程等が変更となった場合	変更届出書 (様式第3号)	変更があった日から 10日以内（※1）
再開届	事業を再開する場合	再開届出書 (様式第3号の2)	再開した日から 10日以内
廃止・休止届	事業を廃止、休止する場合	廃止・休止届出書 (様式第4号)	廃止又は休止する 1月前まで

（※1）事業所の移転をする場合は、事前相談の上、移転予定月の前月15日までに届け出てください。

【変更届】

指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定められる事項（介護保険法施行規則第131条の13及び同規則第140条の24に規定。）が変更になったときは、その旨を東近江市に10日以内に届け出る必要があります。

どのような場合に変更届が必要になるかについては、サービスの種類により異なりますので、28ページの「変更届必要事項一覧」を確認してください。

「地域密着型サービス費の請求に関する事項」を変更する場合は、変更届は不要ですが、「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出」が必要となります。当該届出は、届出時期により加算等の算定開始時期が異なる等変更届とは取り扱いが異なりますので留意してください。詳しくは10ページをご覧ください。

【再開届】【廃止・休止届】

指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業を廃止又は休止する場合はその1月前までに、再開したときはその日から10日以内に、それぞれその旨を東近江市に届け出る必要があります。

なお、休止については、休止期間の終了日までに事業の再開又は廃止を検討し、再度、再開又は廃止の届出をする必要があります。

【変更届等の様式及び記入方法】

変更届等の様式は各サービス共通です。（「変更届出書」（様式第3号））。

届出書はサービスごとに記入してください。なお、地域密着型サービス事業所が地域密着型介護予防サービスの指定を併せて受けている場合で、両サービスに共通する事項を変更する場合は、一の変更届出書により併せて届出が可能です。

変更届等に係る必要書類は、市ホームページからダウンロードして記入してください。

東近江市ホームページ <http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000004514.html>
トップページ>健康・医療・福祉>介護>事業所向けのお知らせ
>地域密着型サービス事業所の指定に係る提出書類等について

【変更届等に必要な添付書類】

変更届出書には、変更内容が確認できる書類の添付が必要です。主な添付書類は、28ページのとおりです。

廃止及び休止については、添付書類を提出する必要はありません。再開をする場合は、「廃止・休止・再開届出書」のほか、勤務形態一覧表や休止前の状況に変更が生じている場合は、「変更届出書」も併せて提出してください。

【提出先】

変更届等の提出先は、東近江市健康福祉部長寿福祉課です。

【提出部数】

正本1部を作成し、提出してください。

【変更届必要事項一覧】

事業種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
変更事項									
事業所の名称、所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
代表者の氏名、住所及び役職	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所の建物の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所の管理者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関					○	○	○	○	○
介護老人福祉施設・介護老人保健施設、 病院等との連携・支援体制					○	○			○
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地（※1）	○								
本体施設、本体施設との移動経路等								○	
併設施設の状況等								○	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号 計画作成担当者の氏名等					○	○	○	○	○

（※1）当該サービスが法第8条第15項第2号に該当する場合のみ

【変更届出必要事項一覧】

変更事項		サービスの種類								
添付資料 (付表については、変更内容に関わらず添付してください)		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
1	事業所の名称									
	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所の所在地									
	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	申請者の名称									
	登記事項証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	主たる事務所の所在地									
	登記事項証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	代表者の氏名、住所及び役職									
	登記事項証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	誓約書(様式第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認知症対応型サービス事業開設者研修修了証の写し					○	○			○
6	登記事項証明書又は条例等 (指定に係る事業に関するものに限る)									
	登記事項証明書・条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	事業所又の建物の構造、専用区画等									
	変更後の事業所(施設)の平面図(※各室の用途を明記)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	事業所の管理者の氏名及び住所									
	付表のみ	○	○	○				○	○	
	変更後の管理者の経歴書(様式第2号)				○	○	○			○
	認知症対応型サービス事業管理者研修修了証の写し				○	○	○			○

変更事項		サービスの種類								
添付資料 <u>(付表については、変更内容に関わらず添付すること)</u>		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
		9	運営規程 変更後の運営規程 (※変更箇所を下線や色付け、新旧対照表等により明記のこと)	○	○	○	○	○	○	○
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関 変更後の協力医療機関(協力病院、協力歯科医療機関)との契約書の写し					○	○	○	○	○
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 病院等との連携又は支援体制の概要 変更後の施設及び病院等との契約書の写し					○	○			○
12	本体施設の概要、本体施設との移動経路等 変更した概要等が分かる書類								○	
13	併設施設の状況等 変更した概要等が分かる書類								○	
14	介護支援専門員の氏名及び登録番号 計画作成担当者の氏名等									
	介護支援専門員一覧(様式第7号)					○	○	○	○	○
	介護支援専門員変更内容書(様式第9号)					○	○	○	○	○
	介護支援専門員証の写し					○	○	○	○	○
	認知症実践者研修修了証の写し					○	○			○
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了証の写し					○				○
計画作成担当者(介護支援専門員を除く)の氏名										
認知症実践者研修修了証の写し						○				

○ 実地指導について

東近江市の地域密着型サービスとして指定を受けた事業所については、『東近江市指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱』に基づき、新規指定から1年以内をめぐり初回、以降3年に一度の間隔で実地指導を行います。

実地指導は、帳簿書類などの提示の内容および介護給付に係る費用の請求などについて、法令の適合状況などを把握し、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付など対象サービスの質の確保並びに保険給付の適正化および利用者の保護を目的としています。

実地指導を行う事業所に対しては、実地指導を行う日のおよそ1～2か月前に連絡調整を行います。

○ 指定の更新について

平成18年4月の介護保険制度改正により、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む介護保険事業所の指定の効力について、原則6年間の有効期間が設けられました。

このため、事業を継続するためには、6年ごとに指定の更新申請を行う必要があり、有効期間が満了しても更新を行わない場合は指定の効力を失うこととなります。

なお、更新申請を行う時期及び提出期限等については、原則として対象となる事業所に対し、あらかじめ市より通知します。

【指定更新の手続き】

指定更新申請書（様式2号）に必要書類を添付し、正本一部を提出してください。

書類審査を経て、更新を認めることが適当と判断された場合は、更新後の有効期間（更新前の有効期間の終了日の翌日から6年間）を記載した通知書を送付します。

指定更新申請に係る必要書類は、東近江市ホームページからダウンロードして記入してください。

東近江市ホームページ <http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000004514.html>

トップページ>健康・医療・福祉>介護>事業所向けのお知らせ

>地域密着型サービス事業所の指定に係る提出書類等について

【提出及び問合せ先】

東近江市健康福祉部長寿福祉課 介護保険係（TEL 0748-24-5678）

【留意事項】

申請者又は事業所の管理者等が介護保険法に定める欠格事由に該当する場合には、指定の更新を受けることができませんので、更新申請に当たっては誓約書に記載されている欠格事

由に該当しないか十分に確認してください。（更新後において、更新申請時点で欠格事由に該当することが判明した場合には、虚偽の申請を行ったとみなされ処分の対象となる場合があります。）

更新申請においても新規指定時と同様に人員、設備及び運営基準を満たしている必要があります。更新申請時にこれらの基準を満たしていないと認められる場合には更新を受けることができません。

東近江市以外の他の市町村から指定を受けている場合は、その市町村にも更新申請を行う必要があります。

○ 各種ご相談について

変更届、人員変更等ご相談、お問合せは

東近江市健康福祉部長寿福祉課 介護保険係（TEL 0748-24-5678）

まで。

(2) 他法令の届出等について

○ 老人福祉法に基づく届出

地域密着型サービス事業所としての指定申請等と並行して、老人福祉法に基づく手続きが必要な場合があります。

なお、老人福祉法に基づく届出及び認可申請の届出（申請）先は、東近江健康福祉事務所（滋賀県）となります。手続きの詳細については県へお問い合わせください。

【地域密着型サービス事業所の老人福祉法における位置付け】

介護保険法	老人福祉法	
地域密着型（介護予防）サービス	老人居宅生活支援事業 （法第5条の2第1項）	老人福祉施設 （法第5条の3）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	老人居宅介護等事業 （第5条の2第2項）	
夜間対応型訪問介護		
地域密着型通所介護 （介護予防） 認知症対応型通所介護	老人デイサービス事業 （第5条の2第3項）	老人デイサービスセンター （第20条の2の2）
（介護予防） 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業 （第5条の2第5項）	
（介護予防） 認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業 （第5条の2第6項）	
地域密着型 特定施設入居者生活介護		
看護小規模多機能型居宅介護	複合型サービス福祉事業 （第5条の2第7項）	

※ 地域密着型特定施設入居者生活介護は、老人福祉法上の位置付けはありませんが、有料老人ホーム又は軽費老人ホームが指定を受けている場合は、それぞれ老人福祉法又は社会福祉法に規定する手続き等が必要な場合がありますのでご注意ください。

○ その他関係法令の遵守

事業所の整備に当たり、建物の新增築、土地の造成等を行う際は、都市計画法、建築基準法、消防法等各種法令について、必要な手続き等を十分確認し、遵守してください。

また、認可法人については、法人所轄庁に対し、新規事業の追加に関する手続き等が必要になる場合がありますので法人所轄庁にご確認ください。

